

刑事事件における被害者と 被疑者・被告人の弁護人への橋渡しの意義

～アメリカ合衆国の Defense Initiated Victim Outreach に何を学ぶか

平 山 真 理

- 一 問題の所在 — 敵の味方は必ず敵か
- 二 被害者にとって弁護士とはどのような存在か — わが国の現状
 - 1. 弁護士による被害者支援
 - 2. 被害者と加害者側弁護士の関係
- 三 アメリカ合衆国の Defense Initiated Victim Outreach
 - 1. DIVO 登場の経緯
 - 2. DIVO とはどのような活動か
 - 3. DIVO への考え得る批判
- 四 まとめ

一 問題の所在 — 敵の味方は必ず敵か

近年、刑事司法制度に「被害者の視点」を取り入れる動きが大きく進んでいる⁽¹⁾。2007年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、2008年中には一

(1) 従来は加害者が刑事施設に入った後は被害者の視点はより一層希薄になってしまうと指摘されてきた。これに対し昨今多くの刑事施設では被害経験者をゲスト・スピーカーに招き、その講話を受刑者に聞かせたり、被害者に対し手紙を書かせ、模擬的に受刑者自身が被害者の立場からその手紙に返事を書く「ロール・レタリング」など、「被害者の視点を取り入れた教育」が活発に行われている。しかしこの点、首席矯正処遇官である今福瑞恵氏による以下の指摘は興味深い。「被害者の視点を取り入れるのは、あくまで教育を行う職員側であって、被收容者を取り入れなければならないのは、自己を加害者と見る視点であり、加害者として事件を見詰め直す視点である。その意味で、『被害者の視点を取り入れた教育』とは、加害者である被收容者の目には何が映っているのか、何が映っていないのかという、加害者の視点をとらえる教育だといえる」。今福瑞恵「被害者関係教育充実化研修を受けて」『刑政』Vol.117 No.4 58頁。(2006) また、2007年6月8日に成立した「更生保護法」においても、その第38条で加害者の仮釈放審査の際に被害者の意見を聞くことが明記され、さらに同法第42条の3により、保護観察中の加害者に被害者の心情等を伝える制度も導入されることになった。これらはすべて、刑事司法制度に被害者の視点が徐々に浸透してきたものと言えよう。

定の重大事件に限るものの、刑事裁判に被害者が参加することが実現する⁽²⁾。これらが今後司法制度にどのような影響を及ぼして行くのかは慎重に議論をする必要があるが、被害者にとってはこれまで「蚊帳の外」に置かれてきたという印象から、刑事司法制度において少しずつ自分たちのポジションが認められつつある、という印象を受けるようになってきているであろう。しかし、依然、刑事司法制度においては、弁護士や矯正職員、更生保護に携わる人々など「加害者側の視点」で関る（加害者の味方という意ではないことに注意されたい）専門家は多いものの、「被害者側の視点」で関る専門家は少ない。これは刑事司法制度の特質から考えてある意味当然と理解されるかもしれないが⁽³⁾、しかし、被害者は刑事司法制度そのものが加害者側に立った専門家ばかりで運営されているという、孤独感を強く感じるであろう。とくに、被疑者・被告人の弁護人は、依頼人であるところの加害者の権利を擁護することを主たる使命として活動し、裁判ではそれに基づいて弁論を繰り広げるのであるから、被害者にとっては自分を辛い目に合わせた「敵」（加害者）の味方であると認識されることが多いであろう。また、弁護士も、単に被害者問題への理解不足から、あるいは被害者にどのように接すればよいか分からないために、被害者に更なる被害を与えてしまってきた部分が否定できないのではないかと。しかし、被疑者被告人の弁護人にとっても、被害者への最低限の配慮は必要であることは言うまでもないし、被害者のニーズをまずは弁護士自身が理解し、これを被疑者被告人に理解させ、できる限りこれらを満たすよう努力させることが加害者の更生にとって必要な場合は少なくないのではないかと。被

(2) 被害者の公訴参加については、岡村勲監修『犯罪被害者のための新しい刑事司法』明石書店(2007)が詳しい。

(3) 刑事司法制度は誰のためにあるのか、という問いは昨今とくに大きな課題に直面している。従来、刑事司法は加害者のための制度であったと認識されてきたが、2005年12月に閣議決定された「被害者基本計画」では、「刑事司法制度は被害者のためにもあるということもできよう」と明記された。

害者にとって加害者の弁護士は敵の味方であるかもしれない。しかし被害者にとって敵の味方が必ず敵である必要はないのではないか。また、加害者の弁護士が提供し得る情報が被害者にとって知りたい情報である場合も考え得る。しかし、可能な限り弁護士が被害者に配慮をするといっても、加害者のための弁護活動を行う中では、弁護士のみで被害者に働きかけるのは自ずと限界があるし、また被害者を更に傷付けかねない危険もある。加害者の弁護士にこそでき得る被害者への配慮に意義を見出すとしても、弁護人と被害者の間を橋渡しする、第三者的存在が必要となろう。このような問題関心から、本稿では、まず、わが国における被害者と加害者側弁護士の関係の現状を検討することで、問題点と改善の手がかりをあぶり出し、次にアメリカ合衆国における、Defense Initiated Victim Outreach（被疑者被告人の弁護人から発せられる、被害者への働きかけ）について紹介し、その意義と発展可能性について考察したい。

二 被害者にとって弁護士とはどのような存在か——わが国の現状

1. 弁護士による被害者支援

刑事事件における弁護人はそもそも刑事手続における被疑者被告人の諸権利を擁護することが仕事であり、その過程で当然に被害者の権利と衝突する場面が想定される。ゆえに、上でも述べたように、被害者にとって弁護士とは多くの場合、「敵対する存在」とみなされることが多かった。むしろ民事裁判においては、弁護士も被害者か加害者どちらかの代理人となることが多いわけであるから、被害者が置かれてきた窮状や、被害者の権利に弁護士がまったく無関心であったわけではない。また、わが国では被害者問題に国民の関心が集まり始めたのは1990年代後半以降であると言えるが、それより以前から、被害者の権利救済のために地道な活動をしてきた弁護士も少ないわけではない⁽⁴⁾。しかし、日本弁護士連合会は1965年の第3回人権擁護大会において被害者の人権擁護についての決議を採択した

が、その後は被害者問題について具体的な対応を行ってきたとは言えなかった。ところが、被害者問題への国民の関心が高まる中で、弁護士に対する被害者支援分野における期待も高まるようになった。1997年に日本弁護士連合会に「犯罪被害者回復制度等検討協議会」が設置され、またこれにより1999年「犯罪被害者基本法要綱案」が出され、犯罪被害者支援委員会が設置された⁽⁵⁾。その後、各地の弁護士会において被害者支援センターや被害者支援委員会の設置と充実が進められている。

また、2006年6月2日に施行された「総合法律支援法」のもと、同年10月より業務を開始した「日本司法支援センター」(法テラス)の主な業務の一つとして犯罪被害者支援が掲げられており⁽⁶⁾、被害者にとってアクセスし易く、利用し易い支援が充実することが期待されている。

また、弁護士が被害者にとってできる支援としては、大きく分けて、刑事手続に関するもの(刑事手続について説明したり、警察や検察における事情聴取に同行する、証人として出廷する際に同行する、被害者が意見陳述を行う際のアドバイス、加害者の身柄状況の確認)、犯罪被害者給付金制度の申請の手伝い、に並び、マスコミ対策が重要なものとして挙げられよう。とくに社会の耳目を集める事件などは、メディア・スクラムなど報道機関による二次被害に被害者が苦しめられることになるが、弁護士がマスコミの窓口となり、マスコミ対応を一本化すれば、被害者へのメディアによる攻撃は大幅に緩和されよう⁽⁷⁾。被害者支援は様々な分野の専門家

(4) とくにDVの分野では女性弁護士を中心に、DVの犯罪化のための活動が進められた。

長谷川京子「DVへの取り組み」日弁連両性の平等に関する委員会編『女性弁護士の歩み—3人から3000人へ』明石書店(2007)所収などを参照。

(5) これら弁護士会が被害者支援に携わる経緯については、児玉公男「犯罪被害者の支援について—弁護士会の立場から(特集 犯罪被害者の保護と救済)」『ジュリスト』No. 1163 59~71頁参照。

(6) 法テラスにおける被害者支援業務については、矢作由美子「法テラスの設立に向けて(第5回)日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援について」『法律のひろば』59巻9号(2006)66~67頁参照。

からのサポートがそれぞれの車輪となって進められていくものであるが、その中でも法的なアドバイスや支援は被害者にとっても非常に重要なものと位置づけられるということを、弁護士自身がもっと認識する必要もある。

さらに重要なのは、上述したように、被害者の裁判参加が2008年中に導入されるに際し、被害者参加人に対する公的弁護士制度の充実をいかに図るか、ということである。これについては、2008年2月4日、政府は事務次官会議において、資力に乏しい被害者が裁判参加を希望する場合に、これを補佐する弁護士の公費選任制度の導入を決定した⁽⁸⁾。これは、「総合法律支援法」を改正するかたちで被害者にも公的弁護士制度を導入することになる。

現時点においては、被害者が民事裁判で損害賠償を請求しようとしても、被害者が資力に乏しい場合には法律扶助制度を利用し、弁護士を依頼するしかないのが実情であろう⁽⁹⁾。しかし、今後一定の重大事件に限られるものの、被害者の刑事裁判への参加が認められるのであれば、被害者は法廷で被告人やその弁護士と対峙しなければならず、法廷で二次被害を受けることを少しでも回避する必要がある。被害者の裁判参加は被害者自身にとっても「両刃の剣」となり得ることに注意しなければならない。被害者参加人は法的なアドバイスや支援を弁護士から十分に受けた上で被告人への直接質問等に臨むことが重要かつ必要不可欠となる。

(7) 例えば、2003年の「長崎少年事件」における被害者支援としてのマスコミ対応を紹介するものとして、「委員会活動 犯罪被害者支援委員会 長崎事件と被害者支援」(http://www.nitibenren.or.jp/ja/committee/list/higasishashien/higaishashien_e.html) (last visited 2/05/2008)

(8) 「〈被害者参加制度〉弁護士の公費選任導入へ」毎日新聞2008年2月4日

(9) 例えば札幌弁護士会などは、「犯罪被害者法律援助制度」と銘打ち、被害者は原則として無償でリーガルサービスを受けられる（返還の必要がない）制度をおいているが、弁護士会によってばらつきがある。http://www.satsuben.or.jp/center/by_content/detail08-2.html (last visited 2/03/2008)

2. 被害者と加害者側弁護士の関係

次に、被害者と加害者側弁護士の関係について論じたい。上でも述べたように、刑事事件において弁護人にとっては、被疑者・被告人の権利を擁護するのが最大の使命であり、その弁護活動の過程で被害者の権利や感情と抵触する場面が多く出てくることは当然である。しかし、近年とくに重大事件において、弁護人の弁論方針や公の場での発言、倫理観などをめぐって、国民の間に大きな懸念と不信感が生じていることも事実である⁽¹⁰⁾。とくに刑事裁判においては、弁護人は被告人の権利を守り、また少しでも裁判官の心証をよくするためにあらゆる主張をする義務がある。しかし、これらは当然被害者の強い不信感を招くものであろう。被害者の加害者側弁護士に対する印象については、関東弁護士会が被害経験者と被害経験者が組織する被害者支援団体関係者を対象に2000年に行ったアンケートがある⁽¹¹⁾ (842通の調査票を送付し、234通が回収された。事件についての内訳は、一般犯罪70通・交通事故164通である)。ここではそれを紹介することで、被害者と加害者側弁護士の間の関係についての問題点を検討することにした。

(10) たとえば2001年の山口県光市の母子殺害事件の裁判の弁護方針をめぐっては様々な議論が繰り広げられた。また、幼児3人が死亡した、2006年の福岡の飲酒運転事故の第8回公判では、弁護人が「被害者が居眠りをしていた」と主張した。この主張は弁護人の方針としては致し方ないとも言えるが、被害者感情には当然に大いに悪影響を及ぼすものであり、また国民からの批判も多く弁護人に対して寄せられた。「父『回避の余裕なく』地裁公判被告弁護側に反論」、日本経済新聞2007年9月5日朝刊 p.17。

(11) 関東弁護士会「平成12年度定期大会シンポジウム 犯罪被害者支援と弁護士・弁護士会の役割」(<http://www.kanto-ba.org/sympo/lshou/lshou.htm>) (last visited 2/02/2008) このアンケートは関東弁護士会が犯罪被害者が置かれていた当時の状況を把握するために行われ、調査対象者は、①シンポジウム実行委員各自が関係している犯罪被害者、②犯罪被害者が組織している団体、③犯罪被害者を支援する団体関係者、であり、それぞれの団体について、調査対象者の選定は、各団体に任せられた。このような調査対象者の選定方法の限界として、関東弁護士会自身も認めているように、何らかのかたちで被害者側弁護人と既に接点のある被害経験者が選定されてしまっている、という点があろう。このアンケートでは、被害者側弁護人についての被害者による評価や感想も述べられているが、これについてはバイアスがかかってしまっている虞を払拭できない。

(1) 被害者と加害者側弁護士の接触の有無

まず、アンケートでは、被害者が加害者弁護士と接触したかどうかを聞いている。加害者側弁護士と「接触した」と回答した被害者は、被害者全体の27%にということであった。また、加害者が不起訴になったケースや、公判中、捜査中という場合を除外し、「刑事判決が既に出た」という回答した被害者の中でも、加害者側弁護士と接触した被害者は約40%に過ぎない、という。両者の接触の機会が少ないことの説明として、関東弁護士会は、とくに財産犯の加害者の中には経済力のない者が相対的に多く、示談金の提示自体が困難であるからではないか（つまり示談交渉という、両者が接触するニーズがそもそも発生しない）、と推測している⁽¹²⁾。この推測は、犯罪別に見てみるとより明らかで、交通事故を除いた一般犯罪の場合、被害者と加害者側弁護士の接触率は約19%でしかないのに対し、交通事故のみに関しては、約29%、と1.5倍になる。また、被害者に「どちらから接触したか」について質問したところ、「自分から接触した」という回答は、一般犯罪で約13%であるのに対し、交通犯罪の被害者に限定すると、約36%と、3倍になる、としている。これは、この報告書の中でも述べられているように、やはり交通事故では、その後の損害賠償請求の関係で、加害者側弁護士に接触する必要性が被害者にとって高いからであろう⁽¹³⁾。

(12) 関東弁護士会「平成12年度定期大会シンポジウム 犯罪被害者支援と弁護士・弁護士の役割」（<http://www.kanto-ba.org/sympo/1shou/1shou.htm>）（last visited 2/02/2008）このアンケートは関東弁護士会が犯罪被害者が置かれていた当時の状況を把握するために行われ、調査対象者は、①シンポジウム実行委員各自が関係している犯罪被害者、②犯罪被害者が組織している団体、③犯罪被害者を支援する団体関係者、であり、それぞれの団体について、調査対象者の選定は、各団体に任せられた。このような調査対象者の選定方法の限界として、関東弁護士会自身も認めているように、何らかのかたちで被害者側弁護人と既に接点のある被害経験者が選定されてしまっている、という点がある。このアンケートでは、被害者側弁護人についての被害者による評価や感想も述べられているが、これについてはバイアスがかかっている真を払拭できない。

(13) 同報告書ではさらに、交通犯罪の場合は、その他の犯罪に比べ、被害者の敵罰感情が強いのではないかと推測している。

(2) 被害者の加害者側弁護士への印象

被害者は加害者側弁護士に対してどのような印象を持ち、また加害者側弁護士のどのような言動によって二次被害を受けているのであろうか。このアンケートでは、場面を①刑事裁判、②示談交渉、③民事裁判、と分けて被害者の加害者側弁護士への印象を聞いているが、それについて紹介してみたい⁽¹⁴⁾。

①刑事裁判において

アンケートに回答した被害者の実に約80%が、被告人の弁護人によって心を傷つけられたと回答していることに注目する必要がある。その内訳については、

ア. 自分たちの落ち度を指摘された	約14%
イ. 証人尋問で中傷するような質問をされた	約12%
ウ. 加害者を必要以上に弁護しているように感じた	約53%
エ. その他	約21%

となっている。刑事裁判においては弁護人は被告人のために主張活動を繰り広げる必要があり、そのためには被害者の落ち度を指摘せざるを得ない場合もあろうし、あるいは真実の解明のために必要な質問が、被害者にとっては「中傷である」ととらえられる場合も多いであろう。刑事裁判とは、真実を明らかにする場であるとしても、そこにおける「真実」とは必ずしも、被害者が欲する「真実」ではなく、また、被害者にとって納得のいくものではないことが多いことに注意しなければならない。また、上記「ウ」の、「加害者を必要以上に弁護している」という選択肢を半数以上の被害者が選択したことについても、弁護人としては被疑者被告人のために

(14) 同アンケート (<http://www.kanto-ba.org/sympo/2shou/2-6.htm>) (last visited 2/05/2008)

適切かつ当然の活動をした場合であっても、被害者にとっては悪意あるものとしてしか映らざるを得ない、ということであろう⁽¹⁵⁾。

②示談交渉において

ア. なかなか連絡が取れず、交渉が進まなかった	約14%
イ. あたかも自分たちに落ち度があるかのような主張をされた	約18%
ウ. 謝罪がなかった	約42%
エ. その他	約26%

示談交渉に臨むとは、被害者にとっては「一応の話し合いには応じる」という姿勢を提示するということであり、そのみでも譲歩の一形態であると被害者は解釈するのではないだろうか。にも拘らず、上記「ア」のように、なかなか加害者側弁護士と連絡が取れない、というのは、被害者にとっては「蔑ろにされている」という印象を受ける以外の何物でもないであろう。迅速な連絡と対応というのは、大部分は事務的な処理で解決でき得る問題でもあり、弁護士は可能な限り改善の努力をする必要がある⁽¹⁶⁾。

次に、興味深いのは、上記「ウ」の、「(加害者側弁護士から) 謝罪がなかった」ことに対する被害者の不満が多いことである。これについて、同報告書では、「謝罪すべきは加害者本人であって、仕事で示談しているに過ぎない弁護士は『謝罪』という同義的なことは代理できないし、する必要もない」と考える弁護士も中にはいるのではないかと分析しているが⁽¹⁷⁾、「加害者側からの謝罪」が被害者にとって持つ意味合いと影響⁽¹⁸⁾について弁護士はもっと思いを馳せるべきであろう。また、たとえ弁護士本

(15) 同報告書では、この「必要以上に加害者を弁護している」と感じた被害者は、サリン事件の被害者に多かった、と指摘しているのも興味深い。

(16) 同報告書においても、(自分たち) 弁護士は多忙な存在であるとしても、それは言い訳に過ぎず、可能な限りスピーディな示談交渉を進めるべきである、としている。

(17) 前掲注(14) アンケート

人は謝罪しないとしても、「加害者はこれこれの事実については認め、謝罪している」など、少なくとも加害者の謝罪の姿勢を被害者側に伝えるだけでも、被害者の印象は大きく変わるのではないだろうか。

③民事裁判において

ア. 裁判がなかなか進まなかった	約20%
イ. あたかも自分たちに落ち度があるかのような主張をされた	約24%
ウ. 謝罪がなかった	約38%
エ. その他	約19%

上記「イ」に見られるように、民事裁判の場面で「(加害者側弁護士から)自分に落ち度があるように言われた」ことに約24%の被害者が不満を感じている。これを上記②の示談交渉の場面で、同じ選択肢を選んだ被害者の割合約18%と比べると、若干多いことが指摘できる。これは、同報告書で関東弁護士会も指摘しているように⁽¹⁸⁾、民事裁判においても示談交渉においても、「被害者の側の過失」は過失相殺事由になるので、弁護士としてはそれを主張せざるを得ないことになるが、示談交渉と民事裁判ではその目的が異なってくるところに理由を求めることができるであろう。すなわち、示談交渉においてはあまり被害者の過失を主張し過ぎると、示談交渉がまとまりにくくなってしまふ、という背景があるのであろう。

④自由記載欄について

刑事裁判、民事裁判を通じて目立ったのは、加害者側弁護士や裁判官が

(18) 内閣府犯罪被害者等施策推進室が2006年12月から2007年1月にかけて行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」では、被害者の状況や二次被害について国民一般と被害者に対し意識調査が行われたが、そこでは、自身の被害からの回復に加害者の謝罪が「有効だと思う」「少しは有効だと思う」と回答している被害者は68.4%に及んでいる。
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19/index.html> (last visited 3/03/2008)

(19) 前掲注(14)アンケート

「加害者の嘘を前提にしている」「加害者の嘘どおりの認定をする」という趣旨のものであった。確かに、被害者が既に死亡しているなど被害者からの供述が期待できない場合、加害者の主張どおりに認定されるケースもあるかも知れない。

以上、刑事裁判や示談交渉、そして民事裁判の場面において、被害者が加害者側の弁護士に対し、どのような印象を持つのかを検討してみた。とくに刑事事件においては、弁護人が被害者や国民の声に過剰に反応し過ぎ、被疑者被告人のために主張を尽くせないことがあるとするならば、まさにそれこそが問題であろう。しかし、弁護士は自分の主張や言動が被害者や国民にとってはどのように映るのか、という、一（いち）人間としての視点を失ってはいけぬであろう⁽²⁰⁾。弁護士が「職務としての必要性を超えて被害者を傷つける言動をとってはならない⁽²¹⁾」というのは、当たり前過ぎる指摘かもしれないが、大原則であろう。妥当性を著しく欠いたり、事実をいたずらに歪曲させるような主張を弁護士が展開することは、弁護士の使命である、「社会正義の実現」という観点から見ても、許されるべきではないと言える。しかし、弁護士は、加害者側から見た「真実」を、正当な主張として裁判に反映させなければならないという職務を担う。何が正当な主張で、何が被害者や国民にとって「詭弁」と映り得る主張なのか。両者の間には危ういボーダーラインが存在するのをもまた真実である。

三 アメリカ合衆国の Defense Initiated Victim Outreach

アメリカの一部の州の連邦公選弁護人事務所では Defense Initiated

(20) 前掲注(14)アンケートでは、自由記述の中で、「法廷で被害者側弁護士と加害者側弁護士が談笑していた」ことについて被害者が批判していたことを紹介している。弁護士にとっては何気ない言動でも被害者を大きく傷つけ、司法そのものへの不信を抱かしかねないことにもっと弁護士が注意を払わなければならないであろう。

(21) 前掲注アンケート

Victim Outreach⁽²²⁾という活動を採用している (以下、DIVO)。直訳すると、「被疑者・被告人の弁護人から発せられる被害者への働きかけ」、ということになるが、依頼人であるところの被疑者被告人の権利を擁護することを第一の目的とする弁護人に対し、被害者の視点を持たせることの意義に注目したこの活動は非常に興味深い。また DIVO は被害者の利益に注目した活動でもある。被害者にとっては刑事手続により積極的に関与したいというニーズと共に、より多くの情報を知らせてほしいというものがある。被害者が知りたい情報の中には加害者のみが提供し得るものもあり、このような情報は DIVO の活動を通じて被害者に提供されることが可能となろう。DIVO は、近年新しい司法アプローチとして注目を集める修復的司法⁽²³⁾の一形態とも評価できるが、犯罪の当事者であるところの加害者だけでなく、加害者の権利を擁護する弁護人に対しても被害者の視点を持つことを喚起するという点において、修復的司法の一形態であるということだけでは片付けられない部分もある。ここではこの DIVO について詳しく見てみたい。

(22) かつては Defense Based Victim Outreach、DBVO と表記されていた。例えば修復的司法の父と呼ばれる、ハワード・ゼア博士は2006年7月に来日した際の講演で、この活動をDBVOとして言及している。ハワード・ゼア、平山真理訳「近代における刑罰論と修復的司法——修復的司法と伝統的刑事司法制度の比較より見えてくるものとは」『比較法学』第40巻第3号 (2007) 91頁参照。DIVOの被害支援を指揮する Mickell Branham 氏によると、DBVO (加害者側弁護人に基づく被害者支援) という名称は、被害者が中心に据えられるという印象を与えないため、より被害者の利益を中心に据えている印象を与える DIVO に、活動の名称を変更したという。Interview with Mickell Branham, Victim Outreach Specialist, DIVO, in Nashville, TN (March 16, 2008) 以下ブランナム氏とのインタビューとして表記。

(23) 修復的司法の考え方は、ハワード・ゼア著、西村春夫ら監訳『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』(新泉社2003)に明らかにされている。犯罪を国家や法益に対する侵害行為と見るのではなく、被害者という具体的な人間を傷つけてしまった行為としてみる (従って被害者のために何を加害者がすべきかという問いが出てくる)、加害者の過去の行為 (= 犯罪) について非難するのではなく、その害悪をいかにして加害者が修復できるか、に注目する、など従来の刑事司法制度における犯罪や犯罪者、被害者についての考え方や様々な点で異なる。

1. DIVO 登場の経緯

DIVO の活動開始のきっかけとなったのは、1995年4月19日にオクラホマ州で起きた連邦ビル爆破事件の裁判においてであった。この事件は、二人の男性加害者、ティモシー・マクヴェイ (Timothy McVeigh) とテリー・ニコルズ (Terry Nicholes) が連邦ビルに爆弾を仕掛け、168人の死者を出した、という悲惨な事件であった⁽²⁴⁾。加害者の動機としては、マクヴェイが過去に湾岸戦争に出征させられ、そこで多くの仲間が死傷したことを政府に対して恨みに思っていたことや、1993年4月19日にテキサス州ウェイコで、カルト集団が立てこもった際に、FBIが催涙ガスなどを使って突入した結果、子ども17人を含む、80人以上の信者が集団自殺をした、「ブランチ・ダヴィディアン (Branch Davidian) 事件⁽²⁵⁾」が起きたことで、政府に怒りを感じていたことなど、様々な説明がされている⁽²⁶⁾。多くの被害者の命が奪われた事件であったため、マクヴェイの弁護人を務めたりチャード・バー (Richard Burr) 弁護士は、多くの遺族がマクヴェイに対して死刑を求める被害影響陳述 (Victim Impact Statement、以下 VIS⁽²⁷⁾) をすること覚悟していた⁽²⁸⁾。バー弁護士は弁護人として遺族にどのように対応をしていいかわからず、また、VISに対して反対尋問を行うことは陪審員による被告人側に対する心証に大きく影響するため、非常に困難な問題を含むことを認識していた。そこで、バー弁護士らは被害者問題、加害者問題ともに造詣の深かった、東メノナイト大学教授のハワード・ゼア (Howard Zehr) 博士に被告人の弁護人としてどのように被害者に接する

(24) 連邦ビル爆破事件については以下の記事などを参照。US faces date tied to terror, *The Star-Ledger*, April 19 1997, at 1.

(25) この事件については、以下の記事を参照。WACO PROBE ESSENTIAL; PUBLIC MUST BE SATISFIED DEATHS WERE UNAVOIDABLE, *Pittsburgh Post-Gazette*, April 21, 1993, at B2. この事件のちょうど2年後にあたる日にマクヴェイらはビルを爆破しており、この事件が彼らに与えた影響は大きかったと思われる。

(26) Authorities charge bomb suspect; Revenge for Waco is possible motive, *The Washington Times*, April, 22 1995 at A1.

べきか相談をした⁽²⁹⁾。修復的司法の世界的研究者でもあるゼア博士は、修復的司法のアプローチに基づいた被害者への働きかけを、被告人の弁護人から行うことを決めたのである⁽³⁰⁾。修復的司法のアプローチに基づくとは、以下のように簡単にまとめることができるであろう⁽³¹⁾。

(27) アメリカでは1980年代に多くの州が「被害者権利章典」を制定し、また1990年代以降は多くの州が憲法修正を行い、被害者の様々な権利を盛り込んで行った。これらの動きの中で、ほとんどの州で量刑段階や加害者の仮出獄の段階で、被害者が意見陳述書を提出する権利を認められるようになった。さらに、連邦法「1997年被害者の権利明確法」(The Crime Victims' Clarification Act of 1997) が制定され、被害者が刑事裁判で意見陳述 (VIS) をする権利が明確化されるようになった。ところで、この VIS を死刑事件でどのように扱うかについてはアメリカでは盛んな議論があった。遺族による「被害者はどれほど素晴らしい人だったか」という陳述は、そのまま加害者の責任と関係付けて考えることが適切ではない部分もあり、死刑の量刑資料として使用されるには大きな疑問があったのである。これについて、Booth vs. Maryland で連邦最高裁は、殺人事件の裁判で死刑かどうかを争う際には、その量刑段階で VIS を採用することは、被告人の修正第8条による権利を侵害することになり、違憲であるとの判断を下した。(Booth vs. Maryland 482 U.S. 496)。しかしその後、Pane v. Tennessee において、テネシー州最高裁判所は殺人事件の遺族である祖母による VIS は技術的には死刑の量刑と関連のない証拠ではあるが、その過ちは合理的な疑いを超えて害のないものである、という判断を下した。(State v. Payne, 791 S. W. 2d. at11) そしてこの事件の上告審において連邦最高裁は、VIS は陪審に対し被害者の価値によって死刑の議決決定をさせることを目的としているのではなく、むしろそれぞれの被害者が一人の人間としてかけがえのない存在であったことを示すことを目的としているとし、死刑かどうか争われる裁判における VIS の中で、遺族が被害者の「人間的価値」について述べることに肯定的な立場を示したのである。(Payne v. Tennessee, 501 U.S. 808)。わが国で2000年の刑訴法改正により新設された、「被害者等の意見陳述」(刑訴法第292条の2) はアメリカの VIS を参考にして導入されたが、死刑事件においても被害者等の意見陳述を採用すべきかなどの議論はほとんど行われなかった。齊藤豊治「アメリカにおける死刑の量刑手続と被害者参加」『転換期の刑事法学 井戸田侃先生古稀祝賀論文集』(1999、現代人文社) 501頁以下、平山真理「被害者と量刑——アメリカ合衆国の死刑事件裁判における Victim Impact Statement の検討より——」『松岡正章先生古稀祝賀論文集』(2005、成文堂) 149-164頁などを参照。

(28) Pamela Blume Leonard, Recognizing Victims' Needs in Death penalty Litigation, THE CHAMPION, December 2006, at 41.

(29) *Ibid*

(30) *Id*

(31) 修復的司法の考え方をよく知るためには、以下の本はバイブル的存在であろう。ハワード・ゼア著、西村春夫監訳『修復的司法とは何か』(新泉社 2003)

犯罪観について

- ・犯罪を国家や法益に対する侵害行為と見るのではなく、被害者という具体的な人間を傷つけてしまった行為としてみる（従ってここからは被害者のため加害者が何をすべきかという問いが出てくる）

被害者について

- ・被害者のニーズや意見は犯罪の事後問題を解決する上で最大限に尊重される。その意味で被害者は中心的な役割を果たすことになる。

加害者について

- ・加害者の過去の行為（＝犯罪）について非難するのではなく、その害悪をいかにして加害者が修復できるか、に注目する（その意味で未来志向）

コミュニティについて

- ・従来の刑事司法と違い、修復的司法ではコミュニティも犯罪の事後問題の解決において重要な役割を果たす。被害者の回復を見守り、加害者の更生をサポートする、などが挙げられよう。

ゼア博士らは、このような修復的司法の考え方に基づき、被害者と被告人の弁護人間に被害者支援のスペシャリストをリエゾン役として立て、被害者が弁護人に対して何らかのコンタクトを取りたい（加害者について何か質問したいなど）場合の体制を整えたわけである。被告人の弁護人として、被害者による厳罰感情にどちらにせよ向き合わなければならないのであれば、対審構造の中で行われる VIS とそれに対する反対尋問という、敵愾心のみをお互いに煽りかねない場面だけでなく、被害者に配慮して彼らのニーズに耳を傾け、被告人の弁護人こそでき得る被害者支援があればそれを行いたい、というバー弁護士やゼア博士らの思いが DIVO を開始させたのである。

2. DIVO とはどのような活動か

DIVO とは、上述のように死刑事件をきっかけとして始まった活動である。死刑事件においては、多くの場合、遺族は加害者に対する死刑を望むかもしれない⁽³²⁾。しかし、加害者が死刑になったとしても、遺族の苦しみはそこで終わるわけではないであろう。「なぜ自分の家族が被害に遭わなければならなかったか」、「犯人は本当に反省しているのか」など、遺族が知りたい質問に対する答えは裁判を通してもたらされることは期待しにくい。それどころか、被害者にとっては、裁判に証人として出廷し、あるいは VIS を行うことで、「より傷つけられてしまった」という結果のみが残ることも考え得る。また、加害者が死刑になってしまえば、遺族や被害者は事件について知りたい質問をモはや誰にもすることができず、その疑問にずっととらわれてしまうかもしれない。

DIVO において被害者に対して満たし得るニーズは、大きく二つに分けられる⁽³³⁾。一つは「被告人から提供し得る情報」であり、もう一つは「被告人によりなし得る修復」である⁽³⁴⁾。被告人は事件についてもっとも多くの情報を知る存在であり、被告人の弁護人はそれらの情報にもっともアク

(32) しかし、すべての遺族が加害者に対して死刑を望む、というものでもないであろう。例えばアメリカには、殺人事件の遺族と死刑囚の家族が一緒になってアメリカ各地を回り、死刑廃止を訴える NGO 団体、「人権のための殺人事件遺族の会」(Murder Victims' Families for Human Rights, 以下 MVFHR) がある。同団体の HP は <http://www.willsworld.com/~mvfhr/> (last visited 2/07/2008)。本文で紹介したオクラホマ連邦ビル爆破事件で23歳の娘の命を奪われた、バド・ウェルチ (Bud Welch) 氏もこの MVFHR の理事長で、死刑が遺族の心を晴らすわけではないことを主張している。ウェルチ氏は2007年11月2日、白鷗大学法政策研究所主催の特別講演会「犯罪者の癒しを考える — 犯罪被害者の回復における修復的司法の可能性」で講演をして下さった。ウェルチ氏も事件後しばらくは加害者に対して死刑を望んでいたものの、時の経過と共に気持が変化し、加害者の父親と会うことで、死刑に疑問を持つようになった、と話された。また、ウェルチ氏は被害者と加害者(あるいはその家族)の間に何らかのコミュニケーションが必要になった場合に、それを支援する体制の必要性に触れられた。(この特別講演会については、平山真理「修復的司法には何ができるのか 犯罪被害者の多様な感情とニーズを理解する」『法学セミナー』no. 637 4-5頁参照)

(33) Richard Burr, FEATURE: Expanding the Horizons of Capital Defense: Why Defense Teams Should be concerned about Victims and Survivors, 30 *Champion* 44 (December 2006)

(34) *Id.*

セスしやすい立場にある。被害者がこれらの情報を知りたいと望み、また被告人側にとって事実関係に争いが無いのであれば、被告人や弁護人は被害者に対してこれらの情報をもたらす得る、他にはない（unique）存在となり得る。ここで重要なのは、DIVOによる活動の他に検察側や被害者支援専門家などから被害者に対し充実した支援が既に行われていることが前提条件となるということであろう。これらの支援にプラスして、加害者側から被害者に何らかの働きかけが行えるのであれば、被害者にとってもアクセスし得る情報が増えるということであり、評価できるものとなる。

次に、DIVOにおいて期待される「被告人によりなし得る修復」について検討したい。とくに死刑事件においては、被害の修復は不可能である。この事実が被害者遺族をして加害者に対し同害報復であるところの死刑を望ませるのかもしれない。しかし加害者を死刑にしても被害が回復されるわけではなく、被害者遺族の苦しみは加害者の死刑後もずっと続く。被害者遺族にとっては、加害者を死刑にしても自分の愛する家族が戻ってこないのであれば、せめて加害者に自分の犯した行為に真摯に直面し、心から謝罪をし、その人生をかけて償ってほしいと考える場合もあるであろう。被告人をこのような心境に至らせるよう働きかけるのもまた被告人の弁護人がすべき働きかけとなる。被害者遺族にこのような思いを強要することはあってはならないが、被害者遺族に選択肢としてその可能性を提供することには意味がある。

そしてDIVOに於て重要な鍵を握るのは、「被害者リエゾン」の存在である。この被害者リエゾンが、死刑事件において、被告人や被告人の弁護人と、遺族との橋渡しを担うわけである。弁護士はこの被害者リエゾンを雇い、被害者にコンタクトをとって、被害者の知りたい質問や、ニーズについて知り、それに被告人がどの範囲で応えることができるかを考えるのである⁽³⁵⁾。

バー弁護士は、DIVOの最も大切なルールについて以下のように説明している⁽³⁶⁾。

- ① 被害者リエゾンとは被害者との間の関係に何らの条件も付けてはいけ
ない；
- ② その関係はそれが続く間ずっと無条件のものでなければいけない；
- ③ 被害者リエゾンは何らかの計画や「秘めた目的」を持って被害者に近
付いてはいけない；
- ④ 被害者と被害者リエゾンの会合はすべて被害者のニーズのみに焦点を
当ててとり行われる；
- ⑤ しかしながら被害者リエゾンは被告人の弁護人チームの一員なのだけ
から、被告人のニーズや利益についても注意を払うことを忘れないよう
にし、これらのニーズや利益が被害者のニーズとどのように交差する
のかを考えなければならない。

上記のうち、とくに複雑な構造を呈し得るのは⑤であろう。被害者に「結局のところ、どちらの味方なのか？」と詰め寄せられた時、被害者リエゾンがどのように自己の立場を説明し得るのか。被害者に「二枚舌」と思われ、不信感を抱かせることのないように、DIVOの目的がどこにあるのか、また、被告人のニーズや権利も考慮しなければいけない現実と、その範囲でのみでき得る、しかし被告人側によってのみ成し得る、被害者のニーズへの配慮についてはっきりと説明する必要がある。被害者にいたずらに幻想を抱かせ、それを裏切ることによって更に被害者を絶望させることがないように多大な注意が必要であろう。

3. DIVOへの考え得る批判

(1) 何のために被害者に接触するのか

DIVOの活動に対しては、様々な批判があり得る。被害者に働きかけ、

(35) Kristen F. Grunewald and Priya Nath, Defense Based Victim Outreach: Restorative Justice in Capital Cases, 15 *Cap. Def. J.* 330 (Spring 2003)

(36) *Id.*

被告人側こそが出来る方法で被害者のニーズに応え、被害者からのアウトプットを加害者に還元することで加害者の真の意味での更生をはかることを大目標に掲げたとしても、まず出てくる疑問として、「弁護人は何のために被害者に働きかけるのか」というものがあるだろう。上述したように、バー弁護士は、リエゾン役が何らかの「隠した目的」を持って、被害者に接触してはならない、と述べている。しかし例えば、DIVOの被害者リエゾン役を養成するトレーナーでもあり、ジョージア州立大学社会福祉学部の修復的司法ジョージア協議会（Georgia Council for Restorative Justice）の会長でもある、パメラ・レオナード（Pamela Leonard）は、以下のように述べている。「(DIVOの活動を経た後)被告人の弁護人は被害者が経済的損失を弁償してほしいと望むことや、回復のための支援を得たいと思うことを全面的に支持しなければならないでしょう。なぜか？ なぜなら同情は同情を生むからです⁽³⁷⁾」(波線筆者)と、DIVOの活動を行うことで、加害者に対して集まる同情(被害者、国民の両方からのものが含まれるであろう)が何らかのかたちで加害者に有利に働くことを期待していることが窺える。まして、量刑前の段階であれば、少しでも寛刑を望むがために被害者にコンタクトを取ろうとする被告人やその弁護人がかなりの程度いるであろうことは否定できないであろう。

思うに、被告人側が被害者に思いを馳せる時、それが何らかの形で加害者に対する量刑に有利に働いてほしい、と考えるのは、ある意味当然でもあると言え、それを完全に除外する必要はないであろう。また、「被害者に謝罪したい」、と加害者が考えるようになるモチベーションとして、加害者のこのような利己的とも映りかねない思いが存在するのも致し方ないことであろう。困難な問題として考え得るのは、被害者への謝罪の意思や反省の念を全く持たない被告人のケースをDIVOの手法で扱うかどうか、

(37) Pamela Blume Leonard, Recognizing Victims' Needs in Death penalty Litigation, THE CHAMPION, December 2006, at 41.

である。テネシー州の連邦公選弁護人事務所で DIVO の被害者リエゾンと弁護人とのコーディネートをやる、ミッケル・ブラナム (Mickell Branham) 氏⁽³⁸⁾によると、死刑事件である限り、DIVO の手法を試みるか否かの明確な選択基準は存在しないとのことである⁽³⁹⁾。上述のように DIVO により満たし得る被害者のニーズが情報の提供であるのだとすれば、たとえ被告人に反省の念が見られずとも、そこに被害者の欲する情報を提供し得る可能性があるのなら、DIVO の対象となり得るかもしれない。しかし、弁護人や被害者リエゾンは、被害者に対し、加害者が抱えているかもしれない「秘めた目的」や、DIVO に臨むことで量刑が加害者に有利に働く可能性もある (そしてそれを被害者が望まない場合も多いであろうから) というのを被害者にきちんと説明し、それでも被害者が DIVO を利用してもよいと考えるか否かを確認する必要がある。

(2) 被害者に対する更なる被害の危険性

また、加害者側からのコンタクトを一切望まない被害者遺族にとっては、DIVO の活動は更なる被害以外の何物でもない、ということになり得る。

1997年にテネシー州で、7人の被害者を殺害し、この他にも殺人を犯した可能性があるともされている、ポール・ライド (Paul Reid)⁽⁴⁰⁾ の事件で前記のブラナム氏は、事件当時大学生の娘を殺害された父親に手紙を出してコンタクトをとったが、この父親は「手紙を受け取って侮辱されたような気持になった。加害者の弁護人が我々にコンタクトをとろうと考えること自体が不適切だ」と厳しく批判している⁽⁴¹⁾。これらの批判に対し、ブ

(38) DIVO 分野の第一人者としてテネシー州において活躍するブラナム氏は自身も弁護士であると同時に、被害者リエゾンと弁護人とのコーディネートを統括する立場にある。

(39) 前掲注(22)ブラナム氏とのインタビュー。

(40) Paul Reid による一連の事件については以下の新聞記事などを参照。

(41) テネシー州ナッシュビルのニュース番組「4News」が2007年2月13日に報じたニュース「Murder Victims' Families Receive Offensive Letters」(殺人事件被害者遺族が不快な内容の手紙を受け取る)

ラナム氏は、「死刑事件において加害者側弁護人が被害者に働きかける活動は非常に重要で、しかもセンシティブな問題であるから、このような短い時間かつこのような状況で語りつくすことはできない。私は事件に巻き込まれた遺族のプライバシー、尊厳、感情を尊重しているからこそ、まだ裁判が続いているケースについて公的な場で議論することは避けたい。なぜなら、そうすることで遺族がこれまで耐えてきたトラウマをメディアはさらに複雑なものにしてしまうだろうから。被害者リエゾンのスタッフは、殺人事件の遺族がコンタクトをとりたいと思った場合にのみ、安全で配慮と尊厳に満ちた方法でコミュニケーションを図るのだ。私は私たちの助けがいる被害者もそれを望まない被害者も両方尊重する⁽⁴²⁾」とコメントしている。このニュースで報じられた事件では複数の被害者家族がいたわけであるが、DIVOによるコンタクトを受け入れた遺族と激しく拒否した遺族に分かれた、という⁽⁴³⁾。被害者のニーズは多様なものであり、加害者を厳罰に処し満たされるものもあれば、それよりも加害者に対する質問や、真の意味での反省を望む被害者もいる。これらの被害者の多様性について、メディアは公平に社会に知らしめる責任があろう。

四 まとめ

わが国においても、これまで「加害者の視点から」司法制度に関してきた専門家に対し、「被害者の視点」を持つことが求められるようになる傾向⁽⁴⁴⁾は今後も一層強くなるであろう。この、「加害者の視点から」司法制度に関してきた専門家の中には、まず弁護士が含まれることは間違いがない⁽⁴⁵⁾。しかし、とくに弁護士が被疑者被告人のために活動する場合に、その弁護方針との関係では被害者と敵対する関係に陥ったり、被害者の感情を傷つけざるを得ない場合は多いであろう。弁護士法第一条第一項が「弁

(42) *Ibid*

(43) 前掲注(22)プラナム氏とのインタビュー。

護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めているように、弁護士は社会正義の実現であるとするならば、弁護士は被疑者被告人の権利を擁護することを全うしつつも、社会正義というコインの反対側に位置する被害者にも配慮しなければならない、ということになる。しかし現実問題として、実務的には様々な抵触する場面がでてくるのであり、それらを調整し、まさに橋渡し役を務める DIVO のような役割を担う専門家の意義は大きいのではないであろうか。本稿で紹介した DIVO はアメリカでも死刑事件を中心に展開されている活動であるが、当然、死刑事件以外の事件においても DIVO のような試みは意義のあるものと思われる。

加害者の弁護士にとって、被害者は単に近付き難い存在なのか、あるいは近付きたくない存在なのか、はたまた近付くべきではない存在なのか。しかし、加害者の弁護士が真の意味での加害者の更生を願った場合、やはり加害者には被害者について真剣に考える機会が必要であり、そのために弁護士が被害者にアクセスを希望した場合に、DIVO のような存在は多くの事件で重要になるのではないだろうか。

(本学法学部専任講師)

-
- (44) 前掲注(1)で触れた、矯正施設における「被害者の視点を導入した教育」もそうであるし、また、2007年12月より全国で被害者支援を専門にする「被害者支援担当保護司」が活動を開始している。「犯罪被害者等基本法」のもとで推進された、更生保護においても被害者の視点を取り入れるという方針は、当初これまで加害者の更生保護に携わってきた保護観察官や保護司をそのまま被害者支援にも活用することが予定されており、保護観察官や保護司からは反論や不安の声が多く上がった。例えば、上記「犯罪被害者等基本法」の成立に先立ち、2004年11月、全法務省労働組合は、以下のように反対の見解を示した。「(更生保護) 処遇を行う者が犯罪被害者の援助も併せて行うことになれば、処遇者はどうしても被害者に感情移入せざるを得ず、被害者の視点・立場を強く意識して保護観察等対象者と相対することになります。その結果、保護観察等対象者は処遇者の変化を読み取って『味方ではなくなった』と処遇者の指導に心を閉ざし、信頼関係に基づいた処遇の場が成立しなくなることになります」全法務省労働組合2004年11月17日「犯罪被害者等基本法に基づく具体的支援の方策について(見解)」(<http://www.cpi-media.co.jp/zenhoumu/hogo/hogo03.htm>) (last visited 2/01/2008) そもそも、同じ一人の保護観察官、保護司に被害者と加害者両方の支援を行わせるという構想には大きな無理があり、その意味で、被害者支援を専門に扱う保護観察官、保護司を設置し、彼らには加害者の更生に関する業務を行わせない、としたのは妥当であろう。
- (45) 前掲注(2)岡村307頁。この本では、あとがきにおいて、「法律の専門家の中でももっとも変化が期待されているのは弁護士かもしれません」と述べられている。